

持続可能な調達ワーキンググループ（第8回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：平成28年9月8日木曜日 13:30～16:30

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

(事務局) 本日の議事については、共通事項の担保方法について御意見いただき、また、外国人技能実習生の扱いについてご説明したい。その後、農・畜・水産物の基準の検討の時間としたい。資料2の検討のスケジュールについては年内の策定を目指していたが、共通事項と食材の基準を並行して作業していて検討事項が多いため、特にパブコメ後の作業時間を十分確保する趣旨で見直したい。具体的にはパブコメを11月後半に持ってきて、それを踏まえたとりまとめのWGを1月後半に開く想定。2月中旬以降、3月に向けて組織委員会の意思決定手続きを進めることとする。見てのとおり、パブコメまでの検討時間にそんなに余裕ができるわけではない。また、前回のヒアリング対象者や委員から追加の資料や意見の提出があったので、資料に添付している(資料3-1～3-3)。

(秋月) 事務局からのスケジュールや追加資料について、御意見やご質問があればお願いしたい。

(土井) 何度も提起しており恐縮だが、外国人労働者については追加の個別基準を検討するということでもいいのか。

(事務局) 外国人労働者に関しては、農・畜・水産物の個別基準には盛り込まないで、共通事項でカバーしていくことを考えており、後ほど説明したい。

(小西) 年内に策定するという予定を後ろ倒しするということが、IOCとの関係で問題はないのか。

(事務局) 特段問題ない。

(小西) 共通事項は紙製品なども対象になるのか。

(事務局) 共通事項は1階部分に相当するものであり、さらに詳しい確認や要件が必要な場合に上乘せの個別基準を設定するという関係である。

(小西) フードビジョンとどうやって切り分けるのか。

(事務局) ロンドンというフードビジョンに相当するものについては別途検討していくが、具体の検討体制などはまだ決まっていない。飲食提供の担当と調整しながら、切り分けを整理してお示しできるようにしたい。

(鬼武) 今回修正の検討プロセスについては基本的に賛成。パブコメでもらった意見をこのWGに戻して十分検討することが大切だと認識している。

- (土井) 農産、畜産、水産の全てに関連すると思うが、それぞれについて沢山プレゼンいただいたが、足りないと思うのが、人権上や環境上でどんな問題が指摘されているのかという現状についての説明。問題を把握しないとどのような基準が必要か議論できないと思う。問題の現状に関する専門家にお話しただけでないかと思っている。
- (事務局) 運営計画のフレームワークや調達コードの基本原則について 2 月のパブコメで出た意見もあるので、そうしたものをできるだけ活用したい。作業時間が潤沢にあるわけではないのでバランスを持って進めたい。
- (富田) 組織委員会から、調査研究すると聞いた気がするが、もしそうしたものがあれば共有いただけると参考になるのではないか。
- (事務局) 現在調査研究はしていない。パブコメを活用して整理できるようにしたいと思う。
- (土井) 2 月のパブコメも食材の基準ということでかけたものではない。時間はなくてもコンパクトにやれば、逆に議論が迷走しなくてよいのではないかと思う。
- (小西) 前回 MSC や MEL のヒアリングをしているが、何が問題で、世界のトレンドはどうか、中立的なご意見を頂きたいと思っている。学習院大学の阪口先生をご紹介させていただいたが、何が問題かを説明いただくとよいと思う。
- (勝野) 何が問題かという点は個人の価値観も入ってくるので、世界的な問題とは何かということ客観的に整理した上で議論に臨む必要があるのではないか。例えば、まず農水省で国際的なトレンドを整理いただくのもよいのではないか。
- (中嶋) 前回の自分のプレゼンでも今意見のあったようなことを意識して問題点を提起したつもりであると言っておきたい。前は短い時間の中で国産品の調達を前提にした話を中心になったが、必要であれば世界的な論点について話すこともできる。
- (土井) 世界的にどのような問題があるのかを網羅的に指摘していただくことが必要だと思う。今日は配布がないが、本日の議論も中嶋先生の資料を見つつ行ったほうが有益なのでは。今後、配布資料すべてデータでいただけるとありがたい。こういう場合に過去の資料も検索できるので。
- (黒田) 今日示される検討のポイントと、中嶋先生の話が整合しているのか。農産、畜産、水産がバラバラの議論にならないように、重要なポイントに絞って議論するのがいいのではないか。
- (事務局) 今日頂いた意見を踏まえて検討したい。
- (秋月) 委員の先生もそれぞれ専門の領域で見識をお持ちだと思うので、何か気づいた点があったら事務局まで伝えていただければ検討したいと思う。

2. 共通事項について

<担保方法について>

- (事務局) 担保方法については前々回の WG でたたき台を一度示しているが、その際にいただいた御意見も踏まえ、見直したものを示したい。資料 4 の 8 ページから説明すると、

(1) の「調達コードの理解」についての内容は前回と同様だが、事業者に求めることを端的に書くこととした。ここで言及はしていないが、組織委員会としては、解説書などの作成も含めて事業者の理解が進むように取り組むつもり。(2) のコミットメントについては、企業規模に関わらずコミットはしてもらうべきとの御意見があったので、遵守に向けて取り組むことをコミット・約束するよう求めることとしている。その上で、案件の規模や性質からリスクがあると考えられる場合は、それに対してどのように取り組んでいるのか、あるいは取り組む予定なのかについて事前に確認することとしている。(3) の「伝達」については、ロンドンの調達コードでも、工場労働者などに調達コードの内容を周知することを求めており、それを参考にしている。(4) の「関連情報の提供準備」については、これもロンドンのコードと同様に、製造施設の名称と所在地の情報を組織委員会に提供できるよう準備することを求めている。また、これ以外の従業員数などの情報もできる限り提供できるよう努めることを求めている。なお、前回の WG で土井委員から御意見のあったこれらの情報を一般に公開することについては、マーケティングの観点から難しいと考えており、奨励することも含めて難しいとの判断となった。受注実績を示すことにつながり、アンブッシュ・マーケティングの問題が発生するおそれがあるため、東京の組織委員会としては難しいと判断したことを御理解いただきたい。(5) の「モニタリングへの協力」については、サプライヤーに対して、実態を事後チェックするのに協力するよう求めるもの。ただし、いきなり監査ということではなく、まずは報告を求め、その上で更に確認が必要な場合は監査できることとしている。ただし、企業関係者に話を聞く中で、監査ということでもどこでも入って何でも見られるということになっては営業秘密の維持という点で困るという御意見もあったため、そうした場合に監査対象から除く場合もあり得るとしている。(6) の「改善措置」については、不遵守があった場合は改善に取り組むことを求め、その上で、これに応じないことで契約の解除もあり得るとしている。(7) の「サプライチェーン管理」については、組織委員会がサプライヤーに求めるのと同様のことを、サプライヤーからサプライチェーンにも求めるよう求めている。また、組織委員会がサプライチェーンにおける遵守状況の確認などを行う際に協力することを義務付けている。

(黒田) 前に東京都が作っているビジネスチャンスナビの話聞いたが、担保方法に活用できるのか。また、これは東京都内の事業者だけが対象なのか。

(事務局) ビジネスチャンスナビについては、組織委員会の調達において活用させていただくことは検討しており、まだ調整中ではあるが、ビジネスチャンスナビと連携できるとなったときに、担保方法と関連して機能を活用できないか並行して検討したい。

(青山) ビジネスチャンスナビは都内の事業者に限ったものではない。担保方法への活用については、組織委員会とご相談していきたい。

(高) 基本的に必要なことは盛り込まれた案となっている。2 段階考える必要があつて、1

つは組織委員会と1次サプライヤーとの間の契約書の話、それと1次サプライヤーと2次サプライヤーの間、またはそれ以降の事業者間の契約書の話とがあり、この2段階に分けて考える必要がある。また、この2段階のレベルの契約書の雛形を作ってそれについてこの場で議論するのはどうか。例えば、(1)の「調達コードの理解」は契約書の前文に当たるもの。(2)の「コミットメント」は調達コード遵守条項といった内容になると思う。(3)の「伝達」は調達コード共有条項、(5)は監査受忍条項、(6)は改善是正条項、(7)は再発注留意条項といった感じに整理してはどうか。先程(6)の是正措置では契約解除条項を独立して設けるといった話があったが少しきついかと思う。それを改善措置の中で改善是正条項という形で入れ込むのはどうか。こういった形で各項目を条項として整理していくと甲乙の関係で使いやすくなると思う。

(富田) 担保方法を読んで、(1)と(2)は入札する前の話で、(3)以降が契約した事業者に求めていくものと理解した。もし高委員の契約という話になると2段階必要になるかと思う。入札段階ではコミットメントレターみたいなものが提出することを義務づけるということになると思う。また、契約後は(3)以降で要求されていることが契約書の中に盛り込まれるような立て付けが必要になると思う。気になったのは、サプライヤー又はこれになり得る事業者が提出しなければならないのは、コミットメントだけで、取組状況は組織委員会が求めた場合すぐに出せるようになっていて、また、(4)の製造所在地は準備しておくことと書いてある。(5)では遵守状況は求めがある場合に報告となっている。これらの概念の違いが気になる。たぶんこれらは全て準備しておかなければいけないことだと思う。また、取組状況は求めがある場合としているが不明確な感じがする。なので、準備をして組織委員会から求めがある場合は提出できるようにするという形で表現を統一するか、少なくとも取組状況については入札が決まった段階で必ず提出するという形にするのか、整理した方がよいのではないか。今は担保と言えるのがコミットメントレターしかないので傍証がないと思う。一方、中小企業にとって取組状況等を出させるのは大変だと思うので、一定規模以上の事業者にはコミットメントレターに加えて最低限の取組状況の提出を求めたという形はどうか。いずれにしてもこのあたりの概念の整理が必要だと思う。また、「伝達」の項目で「労働者に伝達する」となっているが、これは組織として守るべき事項なので、関連する部門等に伝えるとしてはどうか。モニタリングの項目の最後の営業秘密の部分は、趣旨は分かるが敢えて書く必要はないのではないか。

(高) (4)で、説明できるようにしておかなければならないとされているが、事業者間で契約条項の連鎖を設定しておくことが良い。1次サプライヤーが全部把握するのは無理であるため、契約条項の雛形を作って、連鎖を作ることを求めるべきではないか。

(土井) 契約条項の連鎖は必要。こうした分野に詳しい弁護士の方をお呼びしてご説明していただくとともに、契約書にどう記載するか検討してはどうか。関連情報の提供準備について、一般に公開することもできないことはないのではないかと。ロンドンよりレ

ベルが下がるのはよくない。ファクトリーを公開することができないこととアンブッシュとの関係がよく分からない。世界的にさまざまな企業、たとえばナイキやパタゴニア等も公開している。マストにするのは難しい場合でも推奨ならロンドン同様できるのではないか。

(高) 推奨であればよいと思う。義務的なものと推奨的なものを整理した場合に、最低限の義務は契約の連鎖ができていくということだと思う。もう一つは土井委員の言ったとおり、推奨事項としてわかるようにしておけばよいと思う。

(富田) 製造施設については2種類あって、自らの工場なら必ず提供できるはず。ただ、納入するのが例えば商社のような場合、製造は別会社がやっていて、そうしたときに製造工場を公開することについてどこまで求められるのが難しくなると思う。今この2種類が混在している中で、本当に製造している2次、3次のサプライヤーにまで遡るのか整理が必要かと思う。少なくとも直接入札するサプライヤー及びライセンサーが自ら作っている場合であれば提供できて当然かと思う。

(事務局) 高先生からお話のあった、1次から2次へ伝えるための手法に関しては、専門家にも相談しながら考えたい。なお、企業関係者に話を聞く中で、組織委員会に物品やサービスを提供する場合、改めて納入業者等と契約書を交わすとは限らないし、既存の取引の範囲内で製造したものを組織委員会への供給に回すことが基本とのことだった。つまり、雛形を作ってもそれをすぐ使って契約書を交わせという話には必ずしもならない。他方で、そういった動きを推奨していく、メッセージとして伝えていくというのにも必要かと考えており、引き続き検討したい。また、関連情報の提供については、自社で作っている場合は提供してほしいと考えているし、1次サプライヤーが商社等になったとしても、どこで作っているかくらいは分かるのではないかと思う。原材料や途中の加工の施設まで求めることは難しいが、最終の組立段階くらいであれば分かるのではと思う。ロンドンのマネジメントプランでも、組立などの最終段階の施設の情報を求めていたと聞いている。監査の例外などの書きぶりについては検討したい。補足資料として解説書やガイダンスのようなものも作る必要があると考えており、この本文に全て事細かに盛り込まないといけない訳ではない。土井先生の御意見のあった製造施設等の一般公開については、オリンピックの組織委員会に納めるものをどこで作っているか公表することは、オリンピックの仕事を受注したことをアピールすることになってアンブッシュ・マーケティングになるおそれがあるので難しいという判断。ロンドンの調達コードでも事業活動上本当に問題がなければやりましようとかかなり抑制的に書いてあるし、目立った実績が上がったかというところは書いていない。かなりハードルが高いということも書いてある。オリンピックに関係ないところで企業がファクトリーリストを出すのは問題ないと思うが。ロンドンがアンブッシュ・マーケティングの関係をどう整理したか分からないが、いずれにしても東京の組織委員会としては、IOCとの取り決め等を踏まえると難しいと考えている。

- (富田) 製造している施設を知っておくことは必要。問題や指摘があったときにそれから調べるととても間に合わない。また、既存の仕組みで担保できるのであればそれでよいとすればいい。業種別に確立された仕組みがある場合もある。例えばパソコンなど電子機器関係は EICC に取り組んでいる。入札のときのコミットメントは必要だが、既存の仕組みを活用することは効率的だし、事業者にも二重の負担を課すこともない。アンブッシュについて禁止されているということがどこまで浸透しているのか疑問。公式でないのにオリンピックの名前を使っているものをよく見かける。調達コードの話ではないが、ここはどうコントロールするのか。
- (高) しつこいようだが契約条項の雛形は作ってほしい。サプライチェーンの下に行けば行くほど契約があいまいになる。なんでもかんでもではなく、合理的な金額は分からないが、取引額が一定金額以上の場合については、こういう条項を入れるというようにしてはどうか。
- (土井) ロンドンと比較しても、コードの内容が非常に下がっている印象。コードは英語になって公開されるので、世界で注目されてしまう。表現の細かいところについて、(2) のコミットメントの中で、「調達コードの遵守に向けて取り組むことを誓約する」ではなく、「調達コードを遵守することを誓約する」としてはどうか。(3) の伝達の中で、労働者の被害を考えると、サプライチェーンにどう落としていくかということだと思う。自社内に限定してしまうとあまり意味がないので、書き振りを考えたほうがいい。(7) に関連するが、実質的にこうした働きかけがなされることが担保されるようにしなければならない。「働きかけに努める」という表現だと、なかなか広がらないのではないか。
- (青山) サプライチェーンについて、企業関係の話を聞いているとチェーン全体の管理は限界があると聞く。実情を踏まえて考えていく必要があると思う。先程契約条項の話もあったが、あるべき姿はその通りだと思う。ただし、実際契約をし直すということは現実的ではないので、推奨という形であるべき姿を示していくとよいと思う。(5) のモニタリングについて、富田委員から括弧書きのところについて意見があったが、私もここだけ括弧書きは違和感がある。実際監査に行くことに差支えがあるのであれば、組織委員会とサプライヤーで相談しながら決めていくことになるかとも思うので、そういう趣旨が分かるような表現を考えた方がよいと思う。(2) のコミットメントのところ、組織委員会の求めがあった場合ということについて、案件の中身で求めるかどうか判断すべきと考えており、メリハリをつけてやっていくのがいいのではないかと思う。
- (小西) 高先生がおっしゃったように、契約文書に入れたほうがいい。あと、基準の中で省エネルギーや低炭素エネルギーの項目は「努めなければならない」となっていて弱い。さらに、担保方法では「遵守に向けて取り組むことを誓約」となっており、これも弱い。原料調達、産地情報、違法性については何らかの確認が必要だが、個別のコード

が出来上がらなかったものは、ここで担保されるということになる。そうすると低炭素は、ここに含まれることになってしまうことになり懸念がある。そのため、全体の担保方法で遵守していることを紙で誓約して提出してもらい、いざとなれば苦情処理システム等で透明性を以て対処し監査等ができる体制にしておいてほしい。

(秋月) 議論を振り返ると、入札の段階から1次サプライヤー、サプライチェーンとそれぞれのレベルごとに、また、義務的なもの、推奨的なものを分けて整理して考えた方がよいということが見えてきたと思う。引き続き事務局で雛形の件も含めて検討していきたい。

<技能実習生の扱いについて>

(事務局) 外国人技能実習生については、調達WGでの議論において、農業の現場における劣悪な待遇や就労環境などの問題が指摘されているが、この問題について、食材の個別基準の中で対応すべきか、あるいは共通事項の中で対応すべきか整理する必要があると考え、事務局で検討したところ。検討の結果、事務局としては、共通事項の「外国人労働者」の項目の中で取り扱うことにしたいと考えている。理由としては、まず、外国人技能実習制度については、農・畜・水産業だけでなく、繊維、建設、機械など全74職種が対象になっている制度である。その中で、農・畜・水産業に関してのみ個別に取り上げて基準を設けるほどの特殊な事情はないと考えている。また、全ての農家が技能実習生を雇っているわけではない中で、全ての農産物等に関して技能実習生の観点から特別の確認を求める必要性は低いと考えている。実習生の割合が低いから重視しないということではなく、農業だけに限らず、実習生全体の問題として、職種横断的に対応するという整理をしたい。また、ご参考だが、技能実習生の制度については、現状の課題を踏まえて制度の見直しが検討され、昨年法案が国会に提出されていると承知しており、こうした動きも踏まえながら調達コードとして何を求めていくべきか検討していきたい。

(秋月) ご意見をお願いしたい。

(土井) 建設分野で外国人労働者の個別基準を提案してきたのは、建設の発注が早いからという理由で言っていたもの。今となってはもう遅いので、技能実習生のことを共通の方で議論することに異議はない。ただ、日本人の労働者とは違う見えにくい複雑な問題があり、今の書きぶりではまだ浅いと思う。実態上どんな問題があるのかの聞き取りはもちろん、制度的な面も聞き取りなどをして検討する必要があるのかもしれない。一番は実態を聞き取って検討する場が必要であると思う。

(富田) 共通事項の基準については今日議論する対象ではないと思うが、「日本で働く外国人労働者」という表現について、海外で働く外国人労働者は除外されるように読めるので、「日本で働く」という表現は見直した方がよい。

(黒田) 外国人労働者は日本だけでなく、A国からB国に移住している外国人労働者の問題

も指摘されている。先週外国人労働者について別の会議があり、企業を含め 200 名くらい集まっており注目が高い事項だと理解している。米国国務省の人身取引報告書、人権報告書の中でも、日本の外国人労働者について毎年指摘がされていて、世界的に注目されているというのは土井委員の言うとおりでと思う。比較するのはどうかと思うが、カタールの 2020 年の W 杯について問題になっているのは、建設労働者の人権侵害。日本ではそういうことはないだろうと思いがちだが、同じような目が日本にも向けられている。共通基準の項目に入っていること自体は良いと思うが、この書き方だと限定的なので、もう少し踏み込んで書いたほうが良い。広い意味で捉えていかなければいけないと思うので、外国人労働者の検討についてはぜひ考えていただきたい。

(高) 外国人労働者について、具体的にどうやっていくのかということは現状を把握して、取組内容を具体化した方がよい。これを厳格にやった場合、ある事業者は、そういう外国人労働者がいたことに気づいて、直ちに相手先との取引を停止してしまうかもしれない。あるいは外国人を解雇してしまうかもしれない。それでは、問題の本当の解決にはならない。色々方法はあるが、例えば直接の雇用主に、外国人労働者の労働条件や職場環境の改善を求めること、違法ブローカーのような仲介人が入っているようであれば、そうした状況を確認した上で、違法ブローカーを介在させない雇用形態に変えるなどが求められる。とにかく、外国人研修生の人権を尊重するという視点より、現実的な対策をとっていく必要がある。そのためにはまず実態を知らなければならぬ。

(秋月) 共通事項の中で扱うことについては皆さん賛同を頂いたということで、実態としてどのような問題があるのかということについて、勉強する機会を検討していきたいと思う。

<農産物の調達基準の検討について>

(事務局) 基準の対象範囲の案について説明したい。選手村などでの飲食提供はケータリング業者に発注することになるが、ケータリング業者が生鮮食品、例えば、野菜、果実などで丸のままのものや簡単なカットをしたものを調達する場合に、これから策定する調達基準を適用することとしてはどうかと考えている。生鮮食品の定義については食品表示法の定義と合わせるのがよいと考えている。これは生産者や飲食事業者など食品関係の事業者に浸透しているものと聞いており、こうした既存の分類・定義を活用することが分かりやすさの面でよいのではないかという考え。また、ケータリング業者が加工品を買ってくる場合もあるが、これについては「その加工品に使用される主要な原材料が調達基準を満たすものを優先的に調達するよう努める」というようにしてはどうかと考えている。加工食品については、加工度や原材料の種類や割合によって様々なものがある。様々な原材料が含まれるときに、その全ての原材料につ

いて基準を満たしたものにせよというのは現実的でないだろう、ということでこのような表現としている。なお、パーム油については、油ヤシという農産物から作る加工品ということになるのだろうが、通常はパーム油として単体で取り上げられ、認証などもパーム油専門のもの（RSP0）があったりするものなので、今回の農産物とは別に検討したいと考えている。次に、持続可能性面からの要件として3点挙げ、また、その内容として例を書いている。①は提供される食品の安全面に関するもので、農薬の適切な使用などを例として挙げている。②は環境保全に関する項目であり、農薬散布時の配慮や肥料の過剰施用防止など。3点目は労働者の安全に関する項目で、保護具の装着などを取組の例として挙げている。

（秋月）御質問、御意見があればお願いしたい。

（鬼武）全体として、3つを横並びに見て、生鮮食品は農産、畜産、水産と共通に含まれるので問題ないと思う。次の食品安全、環境、労働についても同じような切り口になるかと思うが、今の案では水産分野は労働が抜けていると思う。大枠として食品安全、環境、労働の切り口は賛成。さらに個別な事項については皆さんの意見を踏まえて意見を述べたいと思う。

（下山）農産物の加工品について。大豆の国内自給率は5%で、食品表示でスーパーなどでは遺伝子組換えしてない豆腐、味噌と表示されているが、95%は輸入でほとんど遺伝子組換え。これをどう対処するのか。調達コード素案6ページの地域経済活性化の中で国産品の利用への配慮ということも書かれているので、その観点から国産の大豆を使った加工品とはっきり明記したほうがいいのではないかと思う。

（松本（鈴木特別委員の代理））ケータリング会社をどこに決めるかによるが、最初の①日本関係法令のところで、前回のWGでドーピング薬物の話を聞いたときに、日本の法令は、これまでも問題ないし、網羅されているという説明があった。しかし、ドーピングの禁止薬物は毎年更新されているもの。海外のケータリング会社になった場合に、日本の法令と海外のオペレーションが一致しない場合があるので、そこを網羅しておかなければ、日本法令だけではだめだと思う。

（河野）確認したいが、資料5の「農産物」は国産なのか、それともオリンピック・パラリンピックで使う食材全てが含まれるのか。

（事務局）議論の対象にしているのは、組織委員会が調達するもの。組織委員会が関係者やアスリートに対して提供する食材が対象。例えば、事前キャンプのホテルの食事などは組織委員会が提供するものではないので含まれない。また、国産品も輸入品も対象としている。

（河野）国産だけだと、範囲が狭くなってしまう。だれもが理解できる透明性が必要。持続可能性の観点から書かれている①②③は、消費者の観点から見ても重要な項目だと思う。鬼武委員も言っていたが、これにまだ不足するものがないかどうかという点は、皆様の専門的なお知恵をもとに検討するところだと思う。食材と言ったときに、生鮮

食品で切り分けるということだが、加工品抜きにどれだけの割合の食事を提供できるのかを考えた方がよいと思う。複雑な加工品は厳しいと思うが、国産品を多く使う状況だと、もう少し加工品を基準の対象に入れた形で、国内から調達していくような基準の作りにした方がよいのではないか。日本の食文化は、世界に誇る和食などもあるが、諸外国からいらっしゃった方の食文化も大事にしなければならない。そうすると、輸入食品もある程度必要になる。それに対してどうするのか、それに対する調達コードも必要なのではないかと思う。

(小西) 私も輸入品も入れたほうがいい。パーム油の件はありがたい。パーム油は2011年の頃から注目されてきた。紙も木材とは似て非なるものである。いずれ個別の基準を作るものとして資料4の7番のところに、紙とパーム油と書いていただきたい。

(黒田) 加工食品は、特に輸入に頼るところが多いというところを考慮した方がよい。過去のWGで果物は国産品が多いが、ジュースは輸入品の果物がほとんどという話もあった。加工食品をどのように扱うのかをきちんと考えていかなければならない。

(富田) パーム油の個別のコードの作成はやれるならやったほうがいい。一方懸念するのはパーム油を初め、その手の認証品の産品は大豆など色んなものがある。結果、それらをすべて検討していくうちに時間切れで終わってしまうということもあり得ると思う。そのため、ある程度上位概念でカバーできるところは入れ込む努力をした方がよい。たとえば、農産物を見ると②の具体例の2つ目に「周辺環境や生態系に影響を与えないような農薬散布方法の採用」では農薬散布に限定されているが、これを幅広い概念にしてあげて、「生態系を破壊しないような農業」というふうにしてはどうか。畜産でも同じようなことが議論されているので、ある程度上位概念として入れ込んでいく必要があると思う。

農産物の話ではないが、食品関係の位置づけについて。上位にまず共通基準があって、組織委員会はケータリング業者がサプライヤーとなり、今はそのケータリング業者が農産物や畜産物をどう調達するかという指針を作っていると理解している。ケータリング業者にとって一番大事なのは食品安全の管理だと思うが、共通基準には食品安全といった項目が入っていない。食品安全は個別の調達基準ではなくて、ケータリング業者に対する特殊な「食品に関わる共通基準」といった食品安全に特化した項目を上位に置いた方がよいのではないか。それがあつた上で、農・畜・水産物の個別の調達基準がないと、一番大事な食品安全という部分が欠けているように感じる。そのレイヤーについてご検討いただきたい。

(事務局) ケータリング業者に安全な飲食サービスを提供してもらうのはマストであり、ロンドンで言うフードビジョンのような飲食提供戦略を東京2020大会でも作る。そこに安全の話も入ってくる。それを踏まえてケータリング業者に対する仕様書が作られるし、食材の調達基準もその仕様書の一部となる。加工品は色んなものがあるので、全部に基準を適用するのは難しいが、発注者の姿勢として守れるものは、守ってもら

いたいと考えている。ただ、ケータリング業者もこれから決まるので、条件を縛り過ぎることができないということもある。オペレーションであったり、キッチンの広さや設備などによって使う食材が変わってくると考えられる。これらが決まるのはまだまだ先の話であるため、なるべく守ってもらいたいという姿勢は示しつつも、食材基準の対象範囲も現段階で細かく決められないという事情は御理解願いたい。また、色々な文化に対応した食事を用意する面から輸入品を使うこともあるだろうし、この基準で国産も輸入品も対応していく整理である。他方、輸入品、加工品がどこまで対応できるかについては、解決策などがあれば色々ご提案いただければありがたいと思う。

(高) 事務局もかなり悩んで作られた案だと思うし、基本的にはいいと思う。ただ加工食品については、委員の方々から意見が出ているように、少し考えなければいけないかもしれない。共通基準の中に、加工事業者を評価するコードがあると思う。例えば外国人研修生について加工事業者なども採用していると思うが、加工事業者の場合は「食品」に注目するのではなく、事業者自体のスクリーニングに重きを置いてはどうか。その他、グローバルなレベルでの関心から考えると、パーム油と紙の個別基準は作らざるを得ないかなと思う。

(事務局) 加工食品について。ケータリング会社が加工食品を調達するとなれば、ケータリング会社は加工事業者にこの基準に沿って作ってほしいとお願いし、求めていくことになる。その中で、我々がどこまで縛れるのか、実態として加工の段階でどこまで対応できるのか、加工品といっても、色んなものを混ぜて手を加えたものや、干しただけのものもある。これら全てを包含しようとするとうような書き方になると考えている。

(高) 加工食品の場合は「物」ではなく、「事業者」の評価でよいのではないか。せっかく調達コードを作ったので、そこで見るということはどうか。そうすると単純化できるのではないか。

(勝野) 加工食品に関する管理について、共通のルールの中で、サプライチェーンということで2次サプライヤー、3次サプライヤーのルールも決められているので、同じルールで見て行けばよいのではと高委員は提案しているのだと思う。私もそれでよいと思う。

(下山) 加工食品の表示について。現在委員会（消費者庁と農林水産省が共催している加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会）がありそこで検討されている。今事業者と消費者とでなかなか意見が合わないようだが、今後そこで検討されたものが参考になると思う。日本の自給率が39%と言われているが、自給率の低い主な理由は畜産物のエサ。それを除けばそんなに自給率は低くないと思う。そう考えると今回の東京オリンピック・パラリンピックでは、国産品を中心に見据えてやっていけばよいと思う。一方、予算の関係でケータリング会社が輸入品を選ぶか、国産品を選ぶかという問題

も出てくると思う。

(黒田) 3点ある。1つ目は鬼武委員も言っていたが3つの農産、畜産、水産の基準の構成について。まずそれらに関わる持続可能性の大きな観点を置いて、その後にそれぞれに固有、特有益なものを加えていくという構成はよいと思った。そう考えると、食品の安全安心、周辺環境や生態系と調和のとれた生産活動、作業者の労働に加えて、人権を入れていただきたいと思う。2点目はフードビジョンが作られていないので、「ここで議論すべき調達の話」と「フードビジョンでどういうものを提供するのかわかる話」を切り分け、意識しながら議論したほうがよい。最後は紙・パーム油の関係について。国際レベルに人権侵害リスク、環境破壊リスクが高いといわれているものは、いくつかあると思うので、まずそれらの中からどれを取り上げるのか、理由も合わせて組織委員会で先に決めたほうがよい。とりあえず共通基準、食材基準を作って、〇月以降に次を検討というのではなく、今の時点で、全体で何を議論するのか、全体像を共有した上で、何の個別基準を作るのかを確認し合って、作業を進めた方がよいと思う。

(小西) 黒田委員が言っていたことだが、産品で何をやるかを見せて、それを議論した方がよいのではないかなと思う。国際的に見て日本のフットプリントが高いものが重要だと思う。大豆もフットプリントが高い。紙は東南アジアの森で紛争が起きていて、殺人も起きている事態がある。木材の個別基準の時は建築事業者に早く示す事情もあり、この基準の中では紙について盛り込まなかった。後で盛り込まないとなればリスクとなる。パームが今後個別基準で検討されないとすれば、農産物の段階で幅広く盛り込む必要がある。今の段階でどの個別基準を作るかわかっていると、ここで集中して議論することができる。

(富田) 小西委員の今どういった基準を作るかということに関して。これまでの委員会の中で調達する物品とリスクをマッピングした資料があったが、今はあまり活用していないのもったいないと思う。あの資料を使って、何を優先すべきかを見極めてはどうか。「国際的に議論になっていても組織委員会でほとんど調達がないものは個別基準にしなくてもよい」、「非常に調達金額が大きい、インパクトが大きいものに関しては個別基準を設定する」といった優先順位付けをあの資料から洗い出して、どこの範囲をどこまでカバーしていくかということを見極めることが大事だと思う。担保方法についても、共通事項全部を業者に求めるのは無理で、無用な負荷をサプライヤーにかけることになる。マッピングの成果を活かして重要な項目だけ求めるとか、事務局で整理をしていただけるとよい。

(青山) 国産の話について。木材の個別基準は国産品を優先的に使用するよう努めるとなったので、考え方はそれに倣えばよいのではないかな。人権の項目などは共通基準にも書かれているので、上乘せして求める必要があるのかよく見極める必要がある。これから求めるものとして、必須のものと奨励のものとこれから仕分けていけないかと思う。その上で必須条件で何を求めるのかを整理したほうがよい。農産物の①

から③については法令で義務付けられていることをきちんと守るということになるかと思う。この後の畜産物での動物福祉については、飼養管理指針がどこまで義務付けられているかなど、必須として何を求めるべきかなどを整理して議論する必要がある。また、認証制度の比較をという意見もあったが、まず何を要求するのかを整理することが大事ではないか。

(富田) 今議論している農産物の個別基準は、共通基準とは違う位置づけだと思う。共通基準は組織委員会が契約する先が守るべき要求事項。農産物の基準はその契約先のケータリング業者が何を調達するかというものになるので少し次元が違うと思う。組織委員会が大豆を買わず、ケータリング会社を買うということになるので立て付けが違うことになる。そう考えると共通基準に入っている事項であっても、概念として個別基準に盛り込んでもよいのではないかと思う。

(事務局) 共通基準の位置づけについてだが、契約という関係において求められるのは1次サプライヤーであるが、組織委員会の姿勢としては、契約関係は別としてサプライチェーンに対しても共通基準を求めていくものである。

(下山) 輸入の話をしている人がいるが、例えばフィリピンのバナナ農園の労働環境や農薬の被害を受けている労働者のことなど理解してよいか。輸入が避けられないのであれば、そうした輸入品について生産実態をよく調査した方がよいと思う。

<畜産物の調達基準の検討について>

(事務局) 資料5-2を説明する。生鮮食品を対象としつつ、加工食品もできる限りという考え方は農産物と同様。要件については4点挙げている。①は食品の安全安心に関するもの、②は環境保全に関するもの、③は労働安全に関するもの、④はアニマルウェルフェアに関するものについてまとめている。

(秋月) 御質問、御意見があればお願いしたい。

(鬼武) 食品安全、環境、労働安全にアニマルウェルフェアが追加されており、内容としてはこれでいいと思う。①については法律として薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）、飼料安全法があり、それを遵守していることが大事だと思う。書き方として①の具体例の適切について。動物用医薬品の場合は、耐性菌の問題もあので、慎重、prudence useという言葉を加えてはどうか。法律の兼ね合いもあるため参考意見としてほしいが、「家畜」という表現について、国際的には「食用動物」と書く方がトレンドではないかと思う。

(河野) 全体の概要としてはこれでいいと思う。最近環境省の基準が緩和されて、ジビエの利用が解禁になっており、ガイドラインが厚労省から出ているので確認した方がいい。日本での普及はこれからだと思うが諸外国では使われる可能性がある。

(下山) 農産の特別委員だが畜産について参考に発言させてもらう。エサの問題について、安全な飼料について、遺伝子組換え問題があると思う。日本は飼料米を進めているが、

鶏卵の飼料はトウモロコシを使っており、それはかなり輸入している。日本でも遺伝子組換え飼料を使わないで放牧で育てた有機牛乳や平飼いされた卵などを出している人もいる。そもそもヨーロッパは有機畜産が盛んであるが、ロンドンオリンピックの食材調達基準においては、卵は平飼い、放し飼い、牛乳も放牧、低温殺菌、肉も放牧などが前提であった。ここで安全な飼料と言った場合に遺伝子組換えの飼料について、どういうふうを考えるのかが問われると思う。

(藁田) 鬼武委員の御意見に関して、抗生剤の慎重使用については耐性菌の問題を起こさないため、農水省と厚労省が連携しながら取組みを進めている。河野委員の御意見のジビエについては、食品衛生法の対象になっており、厚労省が食中毒などからの安全確保の観点からジビエのマニュアルを作成し、全国で普及しながら、安全確保に取り組んでいる。遺伝子組換え作物については、とうもろこしや大豆も輸入されているが、食品安全委員会で安全性の評価をしていただき、確認した上で輸入を認めている。

(富田) カテゴリーを見ると環境のところはスコープが狭いのではないかと、世界的に見ると牧場のために森林伐採をして開拓するといった課題もある。輸入畜産品も対象になると思うので、そういった視点を入れておいた方がよい。えさについても環境の問題があると思うので、「環境に配慮したえさ」といった形で概念として入れておかないと不十分だと思う。

(八木) 下山委員からご発言のあったロンドンの食料調達基準では、レッドトラクター認証が使われており、その中で平飼いなどのことが推奨されている。これはレッドトラクター認証が、EUのアニマルウェルフェア基準に沿ってできたという経緯がある。他方、OIEコードは、国際的な基準ということで、アニマルウェルフェアが議論されている。その中で平飼いや放牧を必ず行わないといけないとは書かれていない。日本の飼養管理指針はOIEに準拠して作っているもので、ロンドンとは違う観点で議論がされてきたことを補足させていただきたい。

(河野) 八木委員の説明に関連して確認したい。日本では鳥は、卵にしても鶏舎でウインドウレスで飼育している場合が多い。鳥インフルエンザ対策や安定供給のためにそういった飼育方法になっていると思うが、アニマルウェルフェアの視点として問題等はないか。

(八木) アニマルウェルフェアの考え方は、家畜が快適な環境で飼われていて、健康であることが一番大切である。施設がどうであるかというよりも、家畜がどういう状況にあるかが問題であり、仮に放牧していても過酷な環境で、えさなども満足に与えられていなければ、アニマルウェルフェア的ではないことになる。トータルで家畜が健康であるということが重要で、EUの考え方が全てではない。ウェルフェア的にはウインドウレス鶏舎で飼うこと自体が問題にならない。

(藁田) 鳥インフルエンザについて補足したい。鳥インフルエンザは伝染力が強く渡り鳥を経由してくる。また、日本の周辺国では鳥インフルエンザに汚染されているところが

多い。感染の恐れがある野鳥の侵入を防ぐためにウインドウレス鶏舎が多くなってきた面もある。

(鬼武) 動物飼養についてコメントする。コーデックス食品規格委員会で動物飼養 (Code on Practice of Good Animal Feeding) についてのコードが 2004 年にできているが、その議論の経過の中で GMO についての情報提供についての記載議論があり、そこでは安全性とは関わりはないため記載されていない記憶がある。使用の是非は別であるが、国際的にはコードとしては求められていないと思う。

(富田) 文章の理解の仕方として、最初の①②③が要求事項で、その下が例示。一番取り組んでいるところを優先的に調達していくということによいか。

(事務局) 本日の資料はたたき台であり、内容も例示。最低限のものとするのか、より取り組んでいるところを選ぶのかも含めて今後検討したい。生産者が何をどこまで取り組んだらいいか分かるようにする必要もある。

(青山) 富田委員の意見は必須で求める話と推奨で求める話を整理するということだと思う。最低限やらなければいけないものは必須で求め、優先的な項目については推奨として整理するのと思う。①のところで、「関係法令等を遵守する」と書いてあるが、法令順守以外の適切な措置は何かといった整理も必要だと思う。

(勝野) この資料で示されているのは、ロンドンの基準でいうところの義務的基準に相当するものを整理しているのではと思うがどうか。また、国産を優先するといった優先調達の議論は、別途されると理解してよいか。

(事務局) 然り。有機の話や、国産の話は、推奨という表現になるかどうかは別にしてプラスアルファのこととして別途議論していくつもりである。本日のたたき台では、まずはベースになるところをお示ししたものとして理解いただきたい。

(黒田) 先ほどの発言を繰り返すようで恐縮だが、中嶋委員の資料の 2 ページ目に「持続可能性コード：義務的基準の要求事項」があり、「食品安全衛生」「環境保全」「人権・労働安全」「動物への配慮」「その他」とある。これをベースにして書いていけばいいのではないか。

<水産物の調達基準の検討について>

(事務局) 対象については、農産物、畜産物と同様。要件は、FAO の責任ある行動規範を基本に、①として関係法令等を遵守して免許や許可に基づくもの、②は計画的な資源管理や漁場環境の維持・改善に基づき漁獲や養殖をしていること、③は生態系の保全に配慮していること、としている。

(秋月) 御質問、御意見があればお願いしたい。

(小西) この案では、国内法令に基づいて漁業管理組合の求めるものを遵守していることを自己宣言すればよいと見えてしまう。本来資源管理は科学的根拠を示さなければならないと思う。例えば②のえさ、医薬品の適正使用についても、何を以て適正と言える

かがわからない。魚種ごとにどこまで踏み込むかは別として、マグロなど多く利用されるものについては、設定してはどうか。ロンドンでは、MSC や FAO の行動規範に遵守といった形で国際認証を使って担保していた。もし、そのようにしないのであれば、科学的根拠が必要だと思う。

(鬼武) 事務局も苦労されたと思うが、フードセーフティのところで、法律的に薬機法なり飼料安全法なりで養殖のところは動物用医薬品に係り適正かつ慎重使用という書き方にしてもらって、それに環境問題と、人権については書き方が悩ましいが、そういった形で置いて、それに加えて、水産については国際的な視点で必要なことを書いた方がよいのではないか。農産、畜産と書き方が違うので、英語で説明すると違和感があると思う。整理の仕方に工夫が必要だと思う。

(土井) 今のご意見に基本的に同調する。水産物にも人権・労働がない。統一性が必要だと思う。農産、畜産も世界的に問題があると思うが、水産物については世界的には東南アジアなどで人身売買も報告されており、こうしたものを排除できるような基準とすることが必要だと思う。

(重) 基本的な流れはいいと思うが、例えば科学的な根拠は当然で、それについては漁業法なりで、資源調査に基づいて計画してやっているのだから、そこについて触れればいい。横並びの話が出ていますが、水産物も海上事故等いろいろある。労働作業管理については、現場でも頻繁にやっているのだから入れていただいて整理してはどうか。基本的に海外の人に、日本の食文化を持っておもてなしをしたいと思っている。たとえば、イカを出したいと思ったときに、コストの関係で輸入品を使うことがあるが、コストだけで判断されないようにしてほしい。輸入品を制限するというではないが、和食だけでも考慮してほしい。

(大森) ベンチマークとしては、こういった考え方(事務局案)で進めることに賛成する。資源管理については、科学的根拠に基づくという点は、国としてしっかり管理してもらっていると思うし、労働・人権は重委員の言うとおりに思う。日本でも水産の消費量が相当落ち込んだが、やっと踊り場に出た状態である。おいしいお魚を食べていただくという面からすると、現在、全国の漁師が、春夏秋冬で旬のおいしい魚を選んで提供するプライドフィッシュプロジェクトを実践している。アスリートの方に食してもらい、元気を出していただきたいと思っている。

(冨田) 漁場の話だけしか出てこなかったが、水産物も 1 次加工があり、エビの皮むきなど、1 次加工のところで児童労働の問題も聞く。なおかつ、水産物の加工作業は低温作業で刃物も使い、危険性のある問題もあるので、漁場の問題と一次加工のところはある程度分かるようにした方がよいと思う。

(中) 小西委員からこれらの要件を自己宣言だけでは不十分だとコメントがあり、宣言だけであればそのとおりだと思うが、資源管理や養殖の計画の中で、都道府県知事が内容を確認しているものがあり、こうしたものを利用するという手段も考えられる。そう

した手段もあるということを紹介しておきたいと思う。

(青山) 人権・労働の話について、共通基準とそれに個別基準として上乘せすべきことがあるのかどうかを検討するのが大事だと思う。小西委員の意見は要求水準の話として理解したが、自己宣言だけではなく、国際機関である「FAO ガイドラインの水準を満たしている」といった形が、一つの求めるべき水準になるのかと思う。そのあたりを参考にして書いていった方がよいと思う。

(大関) 科学的根拠や問題点を整理してほしいという話もあった。事業者が MSC, ASC のような認証をとってブランド化して付加価値をつけるというラベルの流れだけが、世界にあるわけではなく、流通しているもの全体を認証・評価しようという動きが多くある。例えば、フードウォッチが有名であるが、これを公の機関でやろうということでアメリカ、豪州で動きがある。また、私たちも科学的根拠を客観的に見れるような資料を作っているところ。機会があればご説明させていただきたい。

(高) 3つを見ると水産だけ違う。たぶんフレームワークだけの話だと思う。農産、畜産物は担保するために何をしなければならないかは書いていないが、水産はそれを書いている。農産、畜産の担保の話は別に議論するところだと思うが、水産物の書き方としては、食の安全を一番上に置き、環境保全、労働のところがないので労働安全を入れて、同じ並びにしてはどうか。担保について認証だけでなく免許、許可でも十分であれば、それを得ていることとし、担保の話は別の柱を立てて議論すればよいと思う。

(小西) 科学的根拠の評価軸が出てくるのが良いと思っている。ぜひ出していただければと思う。

(秋月) 全体として、3分野共通の事項を設定しそれぞれの産物の固有事項を追加する、それとは別に担保の方法も検討する、という形で、より詳細になっていくように感じた。引き続き、事務局に検討をお願いしたい。

(小西) たたき台とあるので、これをベースに検討が進んでいくということでもよろしいか。これに書き込む形で意見を出したい。

(事務局) 時間もあまりないので、ご意見があれば来週の火曜日までにいただきたい。それを踏まえて再度練り直したい。データは後ほどお送りする。

(土井) 共通基準や中嶋委員の資料もデータで頂けないか。その方が参照しやすいので。

(事務局) データで提供できるようにしたい。

3. 次回の予定

(事務局) 次回は9月30日の14時～17時で開催したい。予定としては今日の続きを考えている。農・畜・水産物の基準案に関するご意見があれば16日までにいただきたい。

(勝野) 大豆の話が出たが、調べてみたところ、国産の食用大豆の自給率は確かに5%だが、用途によって自給率は異なり、食用油に使われる大豆は輸入がほとんどである一方、煮豆など他の食品の自給率はもう少し高い。例えば豆腐は最新の数字ではないかもし

れないが自給率 26%程度とされている。また、豆腐に関しては遺伝子組換えの表示のルールがあることもあって、実態としては遺伝子組換えでない大豆が使用されているということを補足させていただく。農産物の基準で国内の法令に基づくという提案がされているが、輸入食品に関しても、食品安全の観点では、厚労省により日本の法令に合わせた検査やチェックが、水際でなされている事は押さえておく必要があると思う。輸入食品の話で必要があれば、厚労省に話を聞くということもあるかと思う。

(小西) 調達コードの中の低炭素に関連する部分は低炭素 WG で議論できるようにしていただきたい。

(事務局) その方向で検討している。

(秋月) 本日はこれで終わらせていただく。

以上